

IV章 実現に向けて

関連する行政機関と地区住民、地区の様々な団体が協働により進めていくことを基本として、本地区のまちづくりの目標・方針を実現していくためのアクションプランを、今後、作成していきます。

1 協働によるまちづくり

(1) 行政と住民などによる協働

本プランの実現にむけては、行政と自治会・協議会、NPOなどが協働して取り組み、それぞれの立場で役割を主体的に担っていくことを基本とします。

まちづくりのような公共政策を進めていくには、行政だけではなく、自治会、NPOなどの住民による団体などが公共的な視点に立って協働していくことが、今後一層求められてくると考えます。

(2) 住民どうしの協働

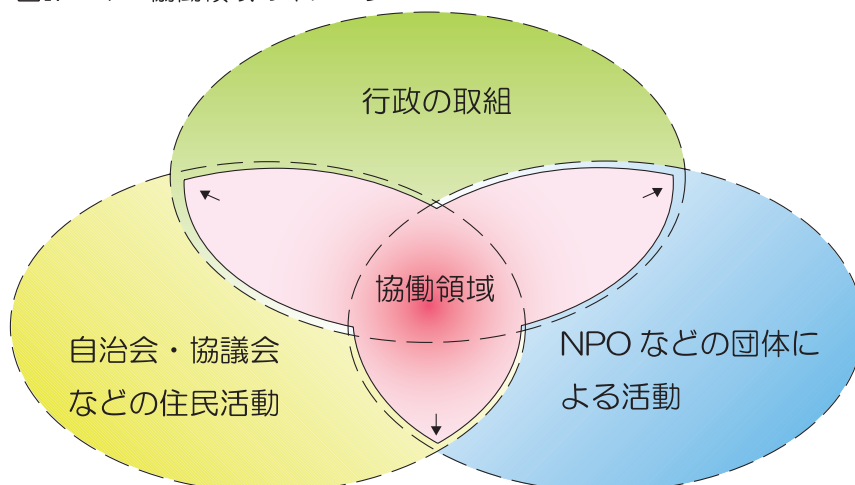
地方分権が進むなか、行政内部にあっても区役所の機能強化を進めるとともに、住民間においても、個々の活動への取組や住民どうしの合意形成など、共に汗を流しながら進めていく関係づくりが求められてくると考えます。

自治会と協議会とのより発展的な関係づくりをはじめとして、NPOなどと自治会との協働など、新たな協力関係やネットワークづくりを視野に入れながら、地域コミュニティの形成を目指して計画の実現を進めていきます。

(3) 協働による取組の推進

行政、自治会・協議会、NPOなどの団体による協働を積極的に進め、協働による取組の領域を拡大していきます。

図IV-1 協働領域のイメージ

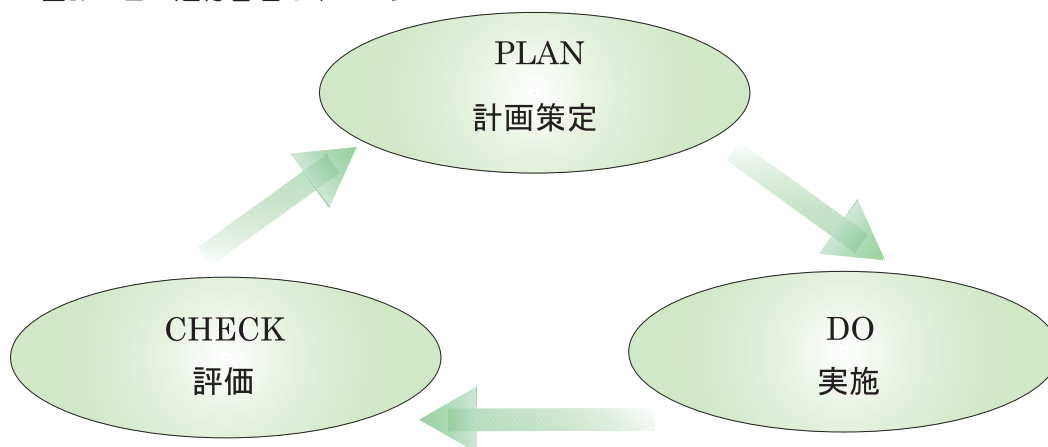


2 まちづくりプランの進行管理

(1) まちづくりプランの進行管理

本プランは、住民との協働により、必要に応じて見直ししながら進行管理をしていきます。

図IV-2 進行管理のイメージ

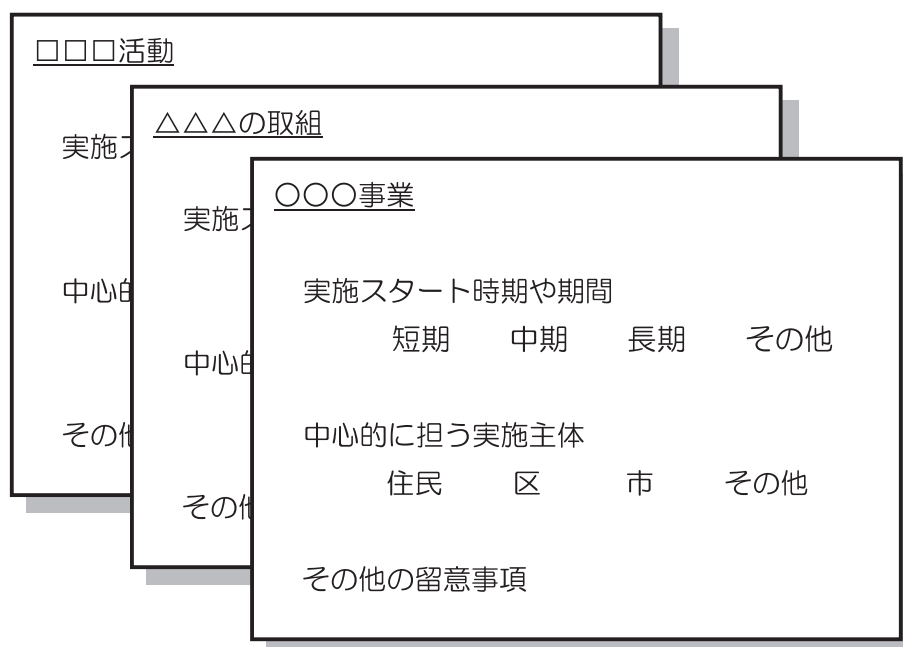


(2) 協働によるアクションプランの作成

本プランを実現していくためには、住民と行政が各々の役割を分担しながら、協働して取り組むことや実現するためのプロセスを描くことが大切であることから、アクションプランを作成します。

アクションプランでは、個々の施策や事業などについて、実施開始時期や期間を長期・中期・短期に分類するとともに、中心的に担う実施主体など行政と住民との役割分担を検討します。

図IV-3 アクションプランのイメージ



3 まちづくり制度の活用

本地区のまちづくりを、東本郷地区まちづくりプランに基づいて住民と行政が協働して進めるため、様々なまちづくり制度の積極的な活用を図ります。

地区計画・建築協定などの制度を使い地区独自のルールを定めたり、地権者などの住民が都市計画の変更などを提案できる「都市計画提案制度^(※)」を活用するほか、平成16年度に創設された「まちづくり交付金制度^(※)」や、新たに制定された「景観法^(※)」、平成17年度施行予定の「横浜市地域まちづくり推進条例^(※)」など、計画的なまちづくりを推進するための各種制度の活用について、制度のPRなどを行いながら検討していきます。